

議案第 1 1 3 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
I 第 2 3 5 号 線	988 75	13 65 ～ 15 66	さいたま市緑区太田窪一丁目 3 8 4 番 1 地先	さいたま市南区太田窪二丁目 4 7 0 番 9 地先	
I 第 2 3 7 号 線	957 23	4 39 ～ 6 65	さいたま市緑区太田窪一丁目 5 番 1 地先	さいたま市南区太田窪四丁目 8 6 5 番 5 地先	
3 0 7 7 2 号 線	11 87	1 82	さいたま市北区日進町三丁目 1 5 8 番地先	さいたま市北区日進町三丁目 1 5 6 番 2 地先	
3 2 0 1 2 号 線	17 80	1 83	さいたま市西区大字高木字亀田 6 3 9 番地先	さいたま市西区大字高木字亀田 6 4 1 番地先	
4 1 3 9 3 号 線	6 72	1 84	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 5 9 3 番 1 地先	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 6 1 4 番 3 地先	